平成２４年（フ）第６５号
山形県酒田市旭新町11番23号、前住所神奈川県横浜市青葉区荏田町70番地　クレッセントあざみ野ヒルズ606号
債務者　池田　正樹
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２４年（フ）第８７号
福島県会津若松市湊町大字赤井字笹山原155番地
債務者　加藤　紀美
1　決定年月日時　平成24年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２４年（フ）第９０号
福島県喜多方市字前田上7671番地５、前住所福島県喜多方市豊川町米室字アカト5246番地52
債務者　比佐富美子
1　決定年月日時　平成24年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２４年（フ）第３２２号
群馬県高崎市下佐野町669番地１　シルクハイツＡ15号
債務者　田村　　稔
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第４８７号
新潟市西区小針藤山８番３号
債務者　小出　　智
1　決定年月日時　平成24年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５３６号
新潟市西区五十嵐中島２丁目12―26　ビューレインボーＶ203号室、住民票上の住所新潟市南区獺ヶ通2225番地２
債務者　三宅　沙織
1　決定年月日時　平成24年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第７６号
新潟県燕市三王渕72番地１
債務者　河合　照美
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２４年（フ）第４６１号
静岡県熱海市清水町７番16号　清水館アパート302、前住所静岡県熱海市青葉町21番12号
債務者　髙橋　敏夫
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第４６８号
静岡県三島市佐野1205―３　医療法人社団志仁会介護老人保健施設ラ・サンテふよう、住民票上の住所神奈川県横浜市緑区寺山町166番地　加藤勝人方
債務者　清水　和雄
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第４６９号
静岡県三島市谷田347番地の６
債務者　長島　春夫
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第４７６号
静岡県御殿場市中清水58　エステートピア鈴木Ａ203号、住民票上の住所静岡県駿東郡小山町菅沼970番地　町住茅沼団地23号
債務者　渡邉　誠一
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第４７８号
静岡県沼津市下香貫柿原2864番地の１　シオン102、前住所静岡県沼津市高島町10番11号柏木マンション101
債務者　唐澤　広幸
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第４８１号
静岡県沼津市平町22番３号　ビューハイツ平町Ａ102号、前住所静岡県沼津市西島町１番15号
債務者　馬渕　　香
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第６８０号
神奈川県平塚市横内3756番地　ソシア101号
債務者　向口　悦郎
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第９９号
岐阜県大垣市築捨町１丁目272番地１　リバーズマンション築捨Ⅲ102号
債務者　松田　正彦
1　決定年月日時　平成24年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第１３５号
岐阜県養老郡養老町三神町494番地８
債務者　國枝美由紀
1　決定年月日時　平成24年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第１１７号
香川県丸亀市郡家町3474番地１　ダイワ・ファームＡ棟105号
債務者　西内　　賢
1　決定年月日時　平成24年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
高松地方裁判所丸亀支部